男女共同参画推進本部ニュース

No.33 • 2024.2 編集責任:男女共同参画推進本部

主な内容

- ●女性弁護士交流Partyを4年ぶりに
- ●第四次基本計画を全ての委員会で 活かすために! ~第9回男女共同参画推進担当委員連絡
- ●シンポジウム「取締役会のジェンダー -シティが企業価値向上に果たす 役割~女性・独立社外取締役の ありのままの姿から~」開催報告

女性弁護士交流Partyを4年ぶりに現地開催

寺町 東子 (東京)

人権擁護大会に合わせて日本女性法律家協会と当 連合会との共同主催で開催してきた「女性弁護士交 流Party」だが、新型コロナウイルス感染拡大防止の ため、2020年度以降、オンライン開催となり、今年 度は4年ぶりに現地開催した。会場は1890年開業の クラシックホテル犀北館のグランドボールルームで、 約50名の方々に御参加いただいた。

冒頭、主催者を代表して小林元治当連合会会長、 飯島奈絵女性法律家協会副会長から御挨拶を戴いた。 また、山岸重幸長野県弁護士会会長から歓迎の御挨 拶と乾杯の御発声を戴いた。続いて、女性法律家協 会の活動報告と、当連合会の3人の女性副会長の紹

介がなされ、犀北館の美味しいお食事をいただきな がら、懇親した。

新型コロナウイルス感染症の影響で、オンライン 会議が全盛となり、日頃の委員会や本部の会合で画 面越しにお目にかかっていた方々と、久しぶり&初 めてリアルでお会いすることで、一気に距離が縮まっ た。各テーブルでは、業務のこと、人権擁護大会の テーマでもあった家裁改革のことから最近話題の法 改正のこと、子育てや介護のこと、様々な話題に花 が咲き、リアルで交流できることの喜びを噛みしめた。

少し残念だったのは、70期代の参加者がおられな かったことである。女性会員ランチタイム交流会を

定期的に行っていることや、所属弁護士会によって は地理的にアクセスがしにくい地域でもあったかも しれないが、顔を会わせて交流するからこそ話せる 話もあるかと思う。また、一度、リアルでお目にかかっ て会話すると、その後、オンラインで顔を合わせる 時もコミュニケーションの深さが違う。女性会員間 の絆はワークでもライフでも貴重である。今年の愛 知県での人権擁護大会に向けて、是非、多くの若手 会員の皆様にも御参加いただける企画を作っていき

第四次基本計画を全ての委員会で活かすために! ~第9回男女共同参画推進担当委員連絡会議を開催~

仙頭 真希子 (香川県)

日弁連は、各委員会に副委員長相当職の「男女共 同参画推進担当委員」を置き、年に一度、担当委員 が一堂に会する連絡会議を開催し、各委員会におけ る男女共同参画の推進という課題を実践することの 認識を共有いただいている。

今年度は2023年11月7日に第9回目の連絡会議が オンラインで開催された。

まず、江本事務局長をはじめとする男女共同参画 推進本部委員から第四次日弁連男女共同参画推進基 本計画に関する報告が行われた。日弁連では、2023 年度から2027年度の5か年計画として、以下の9つ の重点項目に基づき、更なる男女共同参画の推進に 向け、一層の取組をしていく予定である。

①男女共同参画推進体制の構築・整備、②研修・ 啓発活動、③弁護士に占める女性割合の拡大、④女 性弁護士偏在の解消、⑤政策・方針決定過程への女 性会員の参画拡大、⑥性別による業務上の障害の解 消と女性会員の職域拡大・働き方の拡充支援、⑦性 差別的な言動や取扱いの防止、⑧仕事と生活の両立 支援、⑨司法におけるジェンダー平等の実現

この度、重点項目⑤を実現するための具体的施策 として、各委員会に委員会行動計画を策定していた だくことになった。数値目標を達成するために何が 障害となっているか、各委員会で具体的に議論し、 その結果を日弁連に共有していただくよう御協力を お願いした。委員からは、弁連・弁護士会から女性 会員が推薦されることが委員会の数値目標も達成す る上で重要であるため、女性会員の推薦を得やすく するなど、日弁連として目標達成のための具体的な 方策を検討されたい、等の積極的な要望もなされて いた。

後半では、京都産業大学現代社会学部現代社会学 科教授の伊藤公雄氏を講師に招き、「アンコンシャ ス・バイアス」についての勉強会を開催した。

残念ながら、世間から注目を浴びるような弁護士 によるセクシュアル・ハラスメントの問題が起きて

いる。ジェンダー・バイアス(性に基づく偏見)に 起因する様々な差別を是正する役割を負っている弁 護士自身が、ジェンダー・バイアスに関する問題意 識が十分ではないという現状を踏まえ、今一度、無 意識の偏見について学び直し、様々なハラスメント を防止するために、本勉強会を企画した。

講師からは、ジェンダー平等を阻む要因として① 法整備の不備(包括的差別禁止法の未制定、女性差 別撤廃条約選択議定書の不採択など)、②意識の課 題(男性の長時間労働、女性のケア労働の負担)が 指摘された。また、男女二色刷りの社会からジェン ダー平等を基礎とした多色刷りの社会に向かってい く必要があるという話が印象に残った。

当本部では、連絡会議の成果を活動に反映させる と共に、各委員会におかれても更に男女共同参画を 推進していただくようお願いしたい。

シンポジウム

れた。

「取締役会のジェンダー・ダイバーシティが企業価値向上に果たす役割 ~女性・独立社外取締役のありのままの姿から~」開催報告 安永恵子(佐賀県)

2023年11月22日、標記シンポジウムをオンライン

現在(いま)」をテーマとした基調講演が行なわれ、 締役会準備、兼職の事情から「悩み」の克服法まで」 (株式会社商事法務、2023)を元に、女性・独立社 外取締役の就任経緯や選任プロセスの紹介や、女性・ 独立社外取締役はDE&Iを後押しし、コーポレート・

続いて当本部の石橋伸子幹事による女性弁護士社 補者の育成においても様々な役割を果たすことがで 外役員候補者名簿提供事業の紹介を行った後、山神 はじめに、特定非営利活動法人日本コーポレート・ 麻子事務局員をコーディネーターとし、富永誠一氏、 して影響を与えることができるという意見が出た。 ガバナンス・ネットワーク執行役員 リサーチフェ グラス・ルイスジャパン合同会社 アジアリサーチ 指名委員会での留意点としては、女性の役員登用に ローの富永誠一氏による「女性・独立社外取締役の ヴァイスプレジデントの上野直子氏、ANAホール 対して提案・質問し続け、経営者に理解を促すこと ディングス株式会社社外取締役の小林いずみ氏、金が重要であることが指摘された。議論は女性弁護士 同氏の著書「女性・独立社外取締役一就任経緯、取 野志保事務局員によるパネルディスカッションを実 を社外役員に登用するメリットについても及び、女

パネルディスカッションにおいては、女性社外役 的に捉えることができるという意見や、ボードの多 員を登用する意義として、女性は忖度しない傾向が 様性を達成する上で法律知識を有する弁護士が最低 あるため組織が同質にならず監督機能が向上するこでも1人は必要であり、弁護士としての経験を活かし、 ガバナンスに資する活動をしていること等が報告さ とや、多様性はイノベーションを促進することが挙 有事に対応する能力や、取締役会の議論を論理的に

き、経営陣の意識の改革を促し、自らもメンターと 性であることはビジネスにおいて1つのスキルと肯定 げられた。また、女性社外役員は社内の女性役員候 交通整理する能力に期待しているという意見が出た。